

平成 30 (2018) 年 年 頭 所 感

日本商品先物取引協会 会長 荒井史男

明けましておめでとうございます。

皆様には、お健やかに新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

さて、昨年の商品市場を振り返りますと、平成 29 年の出来高は前年に比べ 1 割程度の減少と商品先物取引業界にとって厳しい状況となりましたが、東京商品取引所では、3 月 21 日にプラチナスポット（白金限日取引）の取引が開始され、また、6 月 19 日から 8 月 31 日には「TOCOM リアルトレードコンテスト」が開催されるなど、商品先物市場の取引活性化や参入促進のための様々な努力がなされました。日商協も情報発信基地である「TOCOM スクエア」の運営に協力し、商品先物取引の知識啓発に取り組んでおります。

昨年の日商協の事業につきましては、平成 28 年 7 月に導入された内部管理責任者制度の定着のため、内部管理総括責任者等研修や内部管理責任者等資格研修における研修内容の充実に取り組みました。弁護士による講義では、不招請勧誘の禁止について、勧誘・受託段階での適合性原則について、及び新規委託者保護について、判例を踏まえながらポイントを説明してもらい、受講者の知識の習得や資質の向上につながる内容となりました。

併せて、個人顧客を対象として対面取引を行う会員に対し、その取組状況に関するモニタリング（監査）も開始しました。監査では、会員の本店を訪問し、担当者にヒアリングを行い、内部管理体制が整備されているか、勧誘段階や取引段階で実効的に機能しているかなどの確認を行いました。これは会員が自らの手で常に問題を拾い上げ、改善策を検討し、それを実行していくという内部管理責任者制度の定着を支援するものであり、より良い内部管理の実現に向けて、会員の自主的努力を支援していく取組であります。

さらに、7 月 14 日に主務省により改正・施行された「商品先物取引業者等の監督の基本的な指針」では、取引所現物取引においては、顧客への確認事項のうち投資可能資金額の確認を要しないことや、商品先物取引業者による自主的な報告があった場合への対応などが新たに設けられるとともに、「自主規制機関等と

の連携強化」や「会員の内部管理責任者等に関する規則」の活用等についての規定が追加されました。今回の改正は、主務省と自主規制機関である日商協との連携強化の考えや、内部管理責任者制度の定着への主務省からの後押しであると考えております。

また、日本商品先物振興協会に設置された「団体組織問題検討委員会」が11月にとりまとめた提言において、日商協は、業界の社会的信頼の獲得を目指し、関係団体の協力を得つつ、自主規制機関としての機能強化を推進することとされ、特に監査機能を高めるため、日商協と日本商品委託者保護基金の両団体間で人的リソースを有効活用するなどにより監査業務の効率的な連携を図り、シナジー効果が得られる仕組みを構築することとされました。この提言を踏まえ、日商協の業務監査と日本商品委託者保護基金の財務監査を一体化した共同監査の早期実現を目指したいと考えております。

これらの取組とともに、日商協では、商品先物取引法、定款及び自主規制規則に基づいて、主務大臣から委任されている外務員の登録事務や、外務員の資格試験、研修等をはじめ、委託者等からの苦情・紛争仲介の申出の解決など様々な業務を行っております。これらの自主規制機関としての業務を着実に実行することが、商品先物取引に対する社会的信頼の向上につながり、ひいては商品先物取引業界の活性化にもつながると考えておりますので、本年も会員の皆様のご意見を反映させつつ、着実に業務を行ってまいりたいと考えております。

最後になりましたが、皆様の益々のご発展とご多幸を心よりお祈り申し上げまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。